

令和2年度（2020年度）

川口市

市内の景気活性化と、
既存住宅ストックの有効活用の促進を目的として、
個人の住宅のリフォーム工事の費用の一部を補助します



住宅リフォーム補助金

補助金額

※ 補助金額は、千円未満の端数切り捨て、リフォーム工事費用は、消費税を含みます

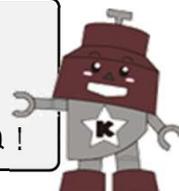
リフォーム工事費用の5%（最大10万円）

受付開始日

※ 予算額に達した場合は、受付を終了します
※ 受付状況は、市ホームページで公開しています（お電話でもお答えいたしますのでお問い合わせください）
※ 予算に残額がある場合でも、2021年2月26日（金）をもって受付を終了します

2020年4月17日（金）から

工事がすべて完了し、
お支払いまで終わって
から申請してくださいね！



申請者の要件

※ 全ての要件を満たすことが必要です
（詳しくは、市ホームページでご確認いただくか、直接お問い合わせください）

- 市税を完納していること
- 今までに、この補助金を受けたことがないこと（旧住宅改修資金助成金も含みます）
- 次の1～2いずれかに該当すること
 - 1 川口市内の住宅を所有し、かつ、その住宅に申請者（又は2親等以内の親族）が居住していること
 - 2 川口市内の住宅に居住し、かつ、その住宅の所有者の2親等以内の親族であること

対象工事の要件

※ 全ての要件を満たすことが必要です
（詳しくは、市ホームページでご確認いただくか、直接お問い合わせください）

- 2020年4月1日（水）以降に着工した**こと（契約日はいつでも構いません）
- 川口市内**に本社がある事業者等による工事であること
- 受付日現在、**既に完了し、かつ、費用を全額支払い済みの工事**であること
- 個人が所有する川口市内の住宅の工事で、税込20万円以上の工事であること
- 賃貸住宅や、法人が所有する住宅の工事ではないこと

その他

二世帯住宅、長屋、分譲マンションなどの共同住宅、店舗併用住宅なども対象です
詳しくは、市ホームページか、問い合わせ先（裏面P4）にお問い合わせください

交付申請について

提出書類

- ※ 提出窓口（P3）に直接持参してください（郵送等での提出はできません）
- ※ 書類が全てそろっていない場合は、受け付けません
- ※ 提出された書類は、返却できません

1	交付申請書 兼請求書	◆ 「川口市住宅リフォーム補助金交付申請書兼請求書」（様式第1号）を使用し、全ての項目が記入済みであること
2	工事証明書	◆ 「工事証明書」（様式第2号）を使用し、全ての項目が記入済みであること ◆ 施工業者等の社判（又は代表者印）が押印されていること
3	見積書 (コピー可)	◆ 下記1～5を全て満たすこと 1. 工事をする住宅の所在地及び宛名（申請者名又は所有者名）が記載されていること 2. 施工業者名、代表者名、所在地、電話番号が記載され、社判が押印されていること（個人の場合は、氏名、住所、電話番号が記載され、その方の印鑑が押印されていること） 3. 作成日及び有効期限が明記されていること 4. リフォーム工事費の総額が明記され、領収書の金額と同一であること（工事内容・金額に変更があった場合は、変更後の見積書を提出してください） 5. 工事の内容が具体的に判別できること ◆ 上記1～5を満たしていれば、名称が「発注書」「請求書」などの書類でも構いません
4	契約書 (コピー可)	◆ 契約書を交わしていない場合は、補助の対象外です ◆ 下記1～7を全て満たすこと 1. 印紙（印紙税法第2号文書に基づくもの）が正しく貼付されていること 2. 注文者の氏名が明記され、かつ申請者氏名と同一であること 3. 注文者の住所が明記され、かつ申請者の住所と同一であること 4. リフォーム工事を請け負う事業者の名称、所在地が明記され、社判が押印されていること（個人の場合は、氏名、住所が明記され、その方の印鑑が押印されていること） 5. リフォーム工事費の総額が明記されていること 6. 工事名称及び工事内訳が明記されていること（リフォーム工事以外の費用は補助対象外です） 7. 工事場所が明記され、かつ補助を受けようとする住宅の住所と同一であること
5	領収書 (コピー可)	◆ 下記1～6を全て満たすこと 1. 日付が記載されていること 2. 宛名が申請者名となっていること 3. リフォーム工事費として支払った金額の総額が明記されていること 4. 但し書きが記載されて、リフォーム工事費用の支払いであることが分かること 5. 印紙（印紙税法第17号文書に基づくもの）が正しく貼付されていること 6. 発行した事業者名・所在地に加え、社判（又は代表者印）が押印されていること ◆ 領収書が2枚以上ある場合は、全ての領収書を提出してください ◆ ローン払いなど、銀行振り込みで支払った場合は、「振込明細書」の提出でも構いません ◆ 工事費用をクレジットで支払った場合は、そのことを証明する書類を提出してください

- ※ 2親等以内の親族が申請者となる場合は、1～5に加え「戸籍謄本」または「続柄入りの住民票の写し」の提出が必要です
- ※ 建築確認申請が必要な工事の場合は、1～5に加え、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による「検査済証」の提出も必要です

対象工事の例

- ※ 下記以外にも、様々なリフォーム工事が対象です
- ※ 市が実施する他の補助制度等の対象となる工事箇所は対象外です
- ※ エアコンや照明などの家電製品は対象外です
- ※ 蓄電池等の購入及び附帯工事は対象外です

増築・間取りの変更	居住室の増改築や、廊下や押入れなどを居住室に変更するなどの工事
台所・トイレ・浴室・洗面所	老朽化等による水漏れのための配管修理や水道修理、また、和式トイレから洋式トイレへの変更やくみ取りトイレから水洗トイレへの変更などの工事
天井・壁・床等	室内（トイレ、台所、浴室及び洗面所を含む。）のクロス張替えや床の張替え、畳からフローリングへの変更、床暖房の設置、建具の交換などの工事
屋根・外壁等	屋根のふき替え・塗り替え、屋根・屋上・外壁の塗装・交換、バルコニーの床（下の階の屋根となっている場合）の水漏れ修理、コンクリート壁や雨どいの修理などの工事
壁・柱・基礎等の補強	壁の新設・補強、筋かいの設置、基礎の補強、柱やはりを金具で補強などの工事
窓・壁等	窓を二重以上のサッシ又は複層ガラスに変更、天井や壁に断熱材を注入したり発砲ウレタンを吹き付ける工事
その他の工事	上記以外の工事で、例えば、ベランダの設置や修理、手すりの設置、電気配線（コンセント、スイッチの増設）など

提出窓口

- ※ リフォーム業者やご家族など、ご本人以外でも書類を提出していただけます
- ※ 委任状などは不要です
- ※ 本庁舎（新庁舎）、各支所、川口駅前行政センター、各駅連絡室などの下記以外の窓口では提出できません（お預かりもできません）

川口市三ツ和 1-14-3 鳩ヶ谷庁舎 4階 住宅政策課

■ JR西川口駅 から バス 20分
「西川口駅東口」から（西川01）鳩ヶ谷庁舎 経由
鳩ヶ谷公園住宅 行き「鳩ヶ谷庁舎」下車 徒歩4分

■ SR鳩ヶ谷駅 から 徒歩 10分

※ 駐車場・駐輪場もございます



補助金の受け取りまでのながれ

交付申請書兼請求書の提出

- 提出書類 : **P 2 交付申請について** をご覧ください
- 提出場所 : **P 3 提出窓口** にご持参ください (郵送不可)

2～3週間

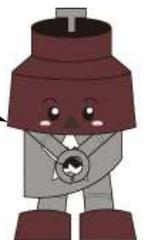
交付申請書兼請求書の提出の後、提出書類を審査いたしますが、

**書類の内容どおりの工事が行われているか現地で確認するため、
検査の立会いをお願いする場合があります**

検査に応じていただけない場合や、検査で工事が行われていることが確認できなかった場合等は、補助の対象外とさせていただきます

公平・公正なルールに従って、補助金を皆さまへお渡しするための措置です

お手数ですが、ご理解とご協力を、よろしくお願いいたします



交付決定通知書兼確定通知書の受け取り

- 申請者住所に「交付決定通知書兼確定通知書」を郵送します (お手続きしていただくことは、特にございませぬ)

2～3週間

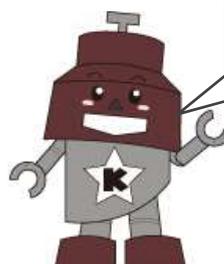
補助金の受け取り

- 「交付申請書兼請求書」に記載していただいた
⑥「振り込み希望口座」へ入金します

問い合わせ先

平日8:30～17:15
住宅政策課 住宅政策係

TEL **048-242-6326** (直通)



川口市マスコット「きゅぼらん」

ホームページは、
こちらから！



川口市 リフォーム補助金

検索